

福 谷 区 総 選 挙 規 約

(平成24年2月20日改正)

(平成25年2月17日改正)

(平成26年2月 1日改正)

(平成27年2月 7日改正)

(平成28年2月 6日改正)

(平成29年2月 4日改正)

(平成30年1月 6日改正)

福谷区総選挙規約

(目的)

第1条 この規約は、福谷行政区規約に規定するもののほか、福谷区副区長、書記及び会計の選挙に関することについて、必要な事項を定めるものとする。

(有権者)

第2条 副区長、書記及び会計の選挙有権者は、毎年2月1日現在における福谷区在住者（組加入区民）世帯とする。

(投票)

第3条 投票は、原則として当該2月の第1土曜日から3月の第1土曜日までの期間に組長を通して有権者に交付する投票用紙に氏名を記載して行う。

2 組長は投票された投票用紙を回収し、3月の第1土曜日の選挙会に選挙管理者に提出するものとする。

(開票)

第4条 選挙管理者、選挙立会人及び選挙開票作業者は、別表1の者が当たる。

2 誤字等の疑問票は、投票者の意思を尊重し、選挙立会人の判断とする。

3 同一世帯内での得票があった場合においては、これを合算しない。

(当選人)

第5条 開票の結果、最多数の得票した者を当選人とする。ただし、得票が同数の場合は、年長者を当選人とする。

(委任)

第6条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、選挙管理者の判断に委ねる。

附 則

この規約は、平成24年2月20日から施行する。

この規約は、平成25年2月17日から施行する。

この規約は、平成26年2月1日から施行する。

この規約は、平成27年2月7日から施行する。

この規約は、平成28年2月6日から施行する。

この規約は、平成29年2月4日から施行する。

この規約は、平成30年1月6日から施行する。

別表1 (第4条関係)

選挙管理者	福谷区 議長
選挙立会人	福谷区 副議長
選挙開票作業者	選挙管理者及び選挙立会人以外の区議員